

(別紙1)

病院局退職者(※1)の再就職の概要

(単位:人)

	県に再就職		県以外に再就職				小計	届出なし	計
	再任用	その他(非常勤特別職等)	国、他地方公共団体等	地方独立行政法人	公社等(※2)	その他民間団体等			
個別情報の公表対象者(※3)	1					2	3		3

※1 再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。

※2 県が出資等を行う法人(地方独立行政法人を除く。)で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人及び県が25%以上出資等している法人(令和元年7月31日現在22法人)。

※3 退職時の職位が課長級以上の職員。ただし、退職手当の支給を受けることなく退職して引き続き国、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員となった職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき退職して団体へ派遣された職員を除く。